

## 平成 23 年度税制改正大綱の主な事項 (厚生労働省関係)

### 厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保

#### ①雇用促進税制の創設

- ・ 10%以上かつ5人(中小企業は2人)以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し、雇用増加数に応じた法人税額の税額控除制度等(1人当たり20万円)を創設する。
- ・ 新たに次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業(くるみんマーク取得企業)に対して、一定の期間内に新築・増改築した建物に係る割増償却制度を創設する。
- ・ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度を延長するとともに、重度障害者の一層の雇用促進を図る観点から、適用対象を拡大する。

### 安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

#### ②平成23年度以降の「子ども手当」に関する税制上の所要の措置

平成23年度以降の「子ども手当」について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

#### ③成年扶養控除・配偶者控除の見直し【配偶者控除は検討事項】

成年者は基本的に独立して生計を立てるべきという観点から、年間所得400万円以下の場合、障害者、要介護者、高齢者、難病等による長期療養者など真に支援が必要な方を除いて、成年扶養控除を廃止する。

配偶者控除については、平成24年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討することとされた。

### 質の高い医療サービスの安定的な提供・健康で安全な生活の確保

#### ④社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続(事業税)

社会保険診療報酬等に係る事業税の特例措置を存続する。

なお、平成22年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年1年間議論し、結論を得ることとされた。

#### ⑤高額な医療用機器等に関する特別償却制度の適用期限の延長

病院等が取得価格500万円以上の高額な医療用機器又は医療安全に資する医療機器を取得した場合の特別償却制度について、対象機器の種類と償却率を見直した上で適用期限を延長する。

#### ⑥国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ【検討事項】

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく。なお、平成24年度以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断することとされた。

### ⑦個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度の創設

パブリック・サポート・テスト（寄附金額が年 3,000 円以上の寄附者の数が年平均 100 人以上又は総収入金額に占める寄附金総額の割合が 5 分の 1 以上）等の基準を満たした社会福祉法人に対して寄附を行った場合、寄附金について現行の所得控除方式に加えて税額控除方式も選択可能とする。

### ⑧サービス付き高齢者住宅（仮称）供給促進税制

新たに制度化の検討がされているサービス付き高齢者住宅（仮称）について、床面積に関する要件等を見直した上で、現行の高齢者向け優良賃貸住宅に関する建設促進税制と同様の措置等を講ずる。

### ⑨譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充

障害者自立支援法に基づくサービス事業用地として土地の譲渡を行う際に、第 2 種社会福祉事業である保育所や老人デイサービスセンターについては、簡易な証明により譲渡所得に関する特別控除の適用が受けられるが、同じく第 2 種社会福祉事業でありながら、適用外となっていた障害者の通所サービスやグループホーム等についても同様の措置を講ずる。

## 信頼できる年金制度に向けて

### ⑩事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続

平成 23 年度末で廃止期限を迎える適格退職年金のうち、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについて、廃止期限後の平成 24 年度以降も現行の給付時等の税制優遇措置を継続する。なお、関係省庁において企業年金等へ移行していないものについて円滑な移行促進策を検討するなど、適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進める。

### ⑪企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の延長

企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置について延長する。

## 社会保障と税制の一体改革 【検討事項】

「社会保障改革の推進について」（平成 22 年 12 月 14 日閣議決定）では、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、平成 23 年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図ることが決定された。

今後、税制調査会では、政府・与党の検討と緊密に連携しながら、早急に税制抜本改革の具体的内容について検討を行うこととされた。